

## ○静岡市めざせ茶どころ日本一条例

平成20年12月12日

条例第160号

静岡市では、「養生の仙薬」といわれるお茶が鎌倉時代から栽培されてきた。市域の至る所に産地があり、静岡のお茶として全国的に有名な緑茶が生産されている。静岡市は、全国有数のお茶の集散地であり、茶業は、本市にとって重要な産業となっている。また、お茶に関する文化や伝統は、私たちの生活に深く浸透し、お茶は、私たちが豊かで健康的な生活を送る上で欠かせないものとなっている。

しかしながら、近年、生活様式や流通の変化により茶業の収益性及び集散地としての機能が低下し、静岡のお茶を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっている。

私たちは、先人たちが築き上げてきたお茶の伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に引き継ぐため、この危機的な状況に立ち向かわなければならない。そのためには、市、市民及び茶業者その他の事業者等が互いに連携し、静岡のお茶により、だれもが心いやされ、交流の輪を広げられるように、静岡のお茶の魅力を高めていくための施策を総合的かつ計画的に推進していかなければならない。

そこで、私たちは、静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念並びに茶業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 静岡のお茶 静岡市内において生産され、加工され、又は流通するお茶をいう。
- (2) 茶業 静岡のお茶の生産、加工又は流通に関する事業をいう。
- (3) 茶業者 茶業を営む者をいう。

### (基本理念)

第3条 静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念は、次に定めるとおりとする。

- (1) 静岡のお茶は、その伝統及び文化が尊重されるとともに、新たな価値及び需要が創造されることにより、常にその魅力が高められなければならない。

- (2) 茶業は、地域社会の活性化に貢献する持続的な産業として育成されなければならない。
- (3) 市内の茶産地の環境は、安全かつ良質なお茶を将来にわたり安定的に供給することができるように保全されなければならない。
- (4) 静岡のお茶に関する情報を広く発信するとともに、日本一の茶どころにふさわしいまちづくりを行うことによって、静岡のお茶を中心とした交流が促進されなければならない。

#### (茶業者の役割)

第4条 茶業者は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 茶業者は、基本理念に基づき、市が実施する静岡のお茶に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 茶業者は、市、市民、茶業者以外の事業者、団体等との連携を図り、静岡のお茶に関する伝統及び文化の普及並びに新たな価値及び需要の創出に努めるものとする。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、静岡のお茶の伝統及び文化に関する理解を深め、静岡のお茶により、健康で潤いのある暮らしを築くよう努めるものとする。

#### (市の役割)

第6条 市は、基本理念に基づき、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための施策(以下「茶どころ日本一施策」という。)を実施しなければならない。

- 2 市は、茶どころ日本一施策の実施に当たっては、市民及び茶業者その他の事業者、団体等(以下「茶業者等」という。)の意見を聴くとともに、国及び静岡県の施策との密接な連携を図らなければならない。

#### (静岡市茶どころ日本一計画)

第7条 市長は、茶どころ日本一施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら静岡市茶どころ日本一計画(以下「茶どころ日本一計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 茶どころ日本一計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 茶業の健全な経営の確立のための施策に関すること。
  - (2) 茶業の後継者の育成のための施策に関すること。
  - (3) 茶産地の環境の保全、水源のかん養その他日本一の茶どころにふさわしい自然環境

の保全のための施策に関すること。

- (4) 安全かつ良質なお茶の安定的な供給のための施策に関すること。
  - (5) 市民の暮らしの中で静岡のお茶を活用するための施策に関すること。
  - (6) 茶葉の新しい利用方法の考案のための施策に関すること。
  - (7) 日本一の茶どころにふさわしいまち並みづくりに関すること。
  - (8) 静岡のお茶に関する情報の発信に関すること。
  - (9) 前各号までに掲げるもののほか、茶どころ日本一施策の推進に関すること。
- 3 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、次条に規定する静岡市茶どころ日本一委員会に諮問するとともに、市民及び茶業者等の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、市議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(静岡市茶どころ日本一委員会)

第8条 茶どころ日本一施策を円滑に推進するため、静岡市茶どころ日本一委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、茶どころ日本一施策の推進に関し必要な事項について調査審議するものとする。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(お茶の日)

第9条 静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、産業等について理解を深め、その魅力を国内外へ発信するため、お茶の日を設ける。

- 2 お茶の日は、委員会の意見を聴いて市長が定めるものとする。
- 3 市は、お茶の日の普及啓発に努めるものとする。

(行政上の措置)

第10条 市は、茶どころ日本一計画に基づき、市の施設及び市の主催する行事、学校教育その他の市の行う諸活動において静岡のお茶を活用するために必要な行政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市長は、茶どころ日本一計画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市議会への報告等)

第12条 市長は、毎年度、茶どころ日本一施策の実施の状況について市議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めがあるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。